

育児休業を取得される方（または出産後再雇用が決まっている方）へのご案内

◎パート・アルバイト等で会社からの育児休業制度が適用されない方や、出産が理由で退職するが、再雇用の約束がある方は育児休業扱いとしております。

☆提出書類

育児休業取得期間中 在園児の保育所等

必要 . . .	1	へ
必要ない . . .	2	へ

1 保育継続

☆保育継続申立書を提出してください（提出：出産後8週間以内にこども園課へ）

母〈出産予定日〉	母〈提出期限〉	父〈休業予定期間〉	父〈提出期限〉
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日

産前休業 6~8週	出産	産後休業 8週	← 育児休業取得期間 →	職場復帰 →
保育標準時間認定		保育短時間認定	保育標準時間or短時間認定	

◎出産後8週経過日の翌月から復職する前月までは保育短時間認定となります。申し出により変更も可能です。標準時間認定での保育を必要とする場合は、別途『保育時間認定変更申請書』と診断書等の証明が必要となります。

◎上記よりも前に父が育児休業を取得される際は、休業開始日の翌月から保育短時間認定となる可能性がありますので、必ず申し出てください。休業期間によっては、父も保育継続申立書を提出していただく必要があります。

◎復職（再雇用）後の雇用時間や日数などの変更が生じる場合、『保育の利用を必要とする証明書』を添付してください。

※保育短時間認定とは

1日8時間を限度として、保育が必要な時間（◇）の保育を受けられます。
（注）9時～17時を超える延長保育は、別途延長保育料が必要となります。

※保育標準時間認定とは

1日11時間を限度として、保育が必要な時間（◇）の保育を受けられます。
（注）7時半～18時半を超える延長保育は、別途延長保育料が必要となります。

園により設定時間が異なります。詳しくは通園施設にお問い合わせください。

保育が必要な時間にかかわらず、1日8時間または11時間の保育が受けられるものではありませんのでご注意ください。

（◇）保育が必要な時間とは、勤務時間+通勤時間です。

2 退園

☆退所（園）届を提出してください

【育児休業終了後に再度入園希望する場合】

☆入所申込書を提出してください

通園されていた園にのみ調整点が付きませんが、選考による入所となるため、必ずしも再入園できるものではありません。